



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 121 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 【特別企画】ジョイントベンチャー契約と実務上の留意点

#### - 2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日） -

パース日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。

本セミナーでは、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、加納弁護士より説明がなされました。加納弁護士は、自身が豪州弁護士として実際に関与した案件やオーストラリアにおける実例、裁判例等を踏まえながら、日本とは異なるオーストラリア特有の法制度や商慣習の解説も行いつつ、オーストラリアに進出する日本企業としてオーストラリアにおいて JV を利用するにあたり、どのような点に具体的に注意が必要なのか、JV 契約のどこを確認しておくべきなのか、などについて解説し、そのうえで出席者との間で質疑応答も行いました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

Japan Practice  
紹介サイト



## その他の注目のトピック

### 同一職務同一賃金に関するフェアワーク委員会の決定（労働法）

鉱業・エネルギー組合およびオーストラリア製造業労働者組合によるフェアワーク法 306E 条に基づく派遣契約規制命令の申立てをフェアワーク委員会（FWC）が認め、約 2,000 名の派遣労働者が、正規従業員に適用される労働協約に基づく保護賃金率と同等の金額までの賃上げを受けるとなりました。同申立ては、2023 年フェアワーク改正法で導入された条項に基づくものであり、同条項は、労働組合等が FWC に対し、派遣労働者が派遣先企業における労働協約等に定められた最低賃金を受給できるよう命令を求めることを可能とするものです。FWC は、業務の実施が「労働の提供」であることや、命令を出すことが公平かつ妥当であるという要件を満たしている場合、当該命令を出すことができます。

本件では、(1)派遣先企業による作業の指示・管理、計画のコントロール、(2)派遣労働者の現場からの排除に関する派遣先企業の権限、(3)派遣先企業による派遣労働者への研修等の実施、(4)派遣労働者による派遣先企業の設備やシステムの使用、(5)派遣労働者が行っている作業内容が、派遣先企業の従業員と本質的に同様であったことを理由に、FWC は、派遣労働者が「労働の提供」を行っていたと認定し、命令を出すことが公平かつ妥当であると判断しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 配置転換義務の拡大に関する連邦最高裁判決（労働法）

業務縮小等に伴う解雇が、「真正な整理解雇（genuine redundancy）」に該当するか否かを巡り、フェアワーク委員会（FWC）が「配置転換」をどこまで検討できるかが連邦最高裁で争われました。「真正な整理解雇」とは、業務上の必要性や協議義務の履行、合理的に再配置ができないこと、といった法令上の要件を満たした場合に、解雇された従業員が FWC に対して不当解雇の申立てができなくなる場合をいいます。

連邦最高裁は、使用者が契約社員や請負労働者を正規従業員に置き換えるなど、企業運営の方法を変更して配置転換の機会を提供できたかどうかを FWC が調査できると判示しました。したがって、解雇時点で空きポストが存在しなかったとしても、それだけをもって再配置を行わなかったことが合理的であるといえないことになります。

今後企業は、短期間で空きが見込まれる職務なども含め、広い意味での労務体制の変更による解雇予定従業員の再配置が合理的に可能かを検討することが求められることに留意が必要となります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## デューデリジェンスにおける秘匿特権の保護（秘匿特権）

企業買収（M&A）におけるデューデリジェンスでは、買主候補が売主や対象会社の機密情報にアクセスしますが、適切な措置を講じなければ、秘匿特権が放棄されたとみなされ、訴訟手続において第三者が情報開示を強制できる可能性があります。New Century 社がリファイナンスのために作成したデューデリジェンス報告書を潜在的な貸し手や引受業者に提供したところ、New Century 社と紛争になった RoyaltyOne 社が、報告書の開示により秘匿特権が放棄されたとして報告書へのアクセス（開示）を求めました。裁判所は、報告書の開示にあたって秘密保持契約書の締結等の対応がなされたことは認めつつ、法的手続において報告書を開示することを許容する文言が Reliance letter に記載されているなど、秘匿特権の維持との矛盾が存在するとして、特権の放棄に該当する（開示が認められる）と判断しました。

この判決は、単に秘密保持スキームを導入するだけでは不十分であり、その具体的な条項が秘匿特権維持と矛盾しない内容であることが重要であることを示しています。具体的には、情報の利用目的をデューデリジェンスに限定し、閲覧者を必要最小限に絞ること、各閲覧者から書面による秘密保持契約を取得すること、二次的な受領者にも同様の義務を課すこと、秘匿特権を損なう文言を排除すること等が必要になります。とりわけ競争入札を伴う M&A 案件では、開示範囲が広がり、秘匿特権が放棄されたと判断されるリスクが高くなるため、資料の取扱いに十分注意する必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## ACCC によるフランチャイズ行動規範違反への警鐘（競争法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、フランチャイズ行動規範（Franchising Code of Conduct）違反に対する取り締まりを強化しています。2022 年に導入されたフランチャイズ開示登録簿（Franchise Disclosure Register）は、フランチャイザーに重要情報を公開・更新する義務を課していますが、2024 年 7 月には Harvey Norman ブランドのフランチャイザーである HN Macgregor Franchisor 社が登録簿に必要情報を適時掲載しなかったとして罰金を課されました。

ACCC の対応は、2025 年 4 月 1 日に発効した新フランチャイズ行動規範の導入と歩調を合わせています。新規では、フランチャイザーは、取締役等が過去一定期間に重大犯罪や民事判決を受けたことがあるか、フランチャイズ契約に仲裁条項が含まれているかといった情報を登録簿に記載する義務があります。さらに、2025 年 11 月 1 日以降は、フランチャイズ契約期間中にフランチャイザーが多額の資本支出を強いられる可能性がある場合、その金額や理由、時期、リスクを開示し、マーケティング基金など特定目的基金ごとに年度財務報告書を作成し、別口座で資金管理することが求められます。

フランチャイザーは、罰金や訴訟リスクを避けるため、契約締結前の 14 日以上前に必須情報を登録簿に掲載し、毎年 11 月 14 日までに情報を更新・確認するなどの手続きを徹底する必要があり、これらの義務に違反した場合、最大 600 ペナルティユニット（2025 年時点で 19 万 8,000 豪ドル）の罰金が科される可能性があるため注意が必要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナー等

### 2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### 海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### 4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

**Japan Practice**  
**紹介サイト**



## 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### 『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

### Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係を照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 須川 佑妃  
メール：[ysugawa@claytonutz.com](mailto:ysugawa@claytonutz.com)



ロイヤー 曾我 修平  
メール：[ssoga@claytonutz.com](mailto:ssoga@claytonutz.com)



外国法弁護士 白藤 祐也  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[yshirafuji@claytonutz.com](mailto:yshirafuji@claytonutz.com)



外国法弁護士 半谷 駿介  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[shanya@claytonutz.com](mailto:shanya@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
リッジウェイ かおり  
メール：[kridgway@claytonutz.com](mailto:kridgway@claytonutz.com)